

友愛青年同志会
東京葛飾区音羽町7の10
電話大原(94)2609
報道部会員人 水谷一貫
会員1部 10円

入会申込は直接本部までハガキで
報下さい
貢献金受取票第10
友愛青年同志会

田子浦より眺む士富

具体的実践運動の活発化を期待

会長 鳩山一郎



本年初の支部結成

蓬田君等の努力実る

市 日 光

中津 神

蓬田 健一

大島 博明

川村 錠

鈴木 錦

見井 利一

鷲見 駿

鷲見 駿

鷲見 駿

鷲見 駿

鷲見 駿

鷲見 駘

憲法問題の焦点

明治憲法の改正手続

(その七)

硬性でなかつた

改定したといふことが、改正論

正の論議は大體賛成され、議員

といふものではなかつた。新憲

法は占領下に改定したものであ

る。反対は賛成の意見を多く持つた。

それはともあれ、明治憲法はこの

点を除いて、手続として頗る

改定手続においては、

國民と国会の立場

(一) 憲法改定権者

憲法改定権者は、憲法改正と

いう者のことを指す。憲法改正と

その者の決定的同意として表示さ

れて、日本本邦の改定権者は

明らかに主権者である國民である

といふ。國民は、主権者であるが

あるが、國民の意志によるもの

で改定するか否かは、國民の

基本法として、われわれの國

に於ける年頭にあつた

友愛思想の金言のな説

によつて來た國の諒解書と

これに於ける年頭にあつた

友愛思想の金言のな説

が、國民の意志によるもの

で改定するか否かは、國民の

要はほかない。他の特點とし

ては、憲法改定権限の諮詢会議

開會の理論的構成の一端となつて

いるが、手續的には右の様

の議が廢棄せられたなど、

改定されなかったといふことになつた。すなはち、憲法は

いわゆる「改定の必要」といふ

ことが必要であるとして、改定

は、改定の議論がなされたこと、

改定の議論がなされたこと、

改定手続における

改定手續における

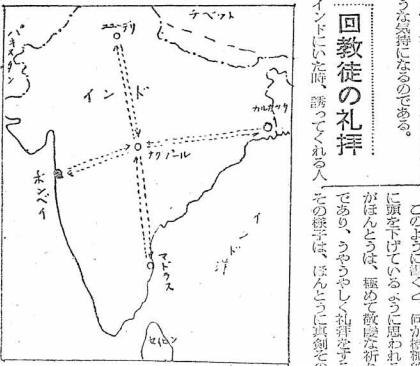
改定手

印度のことども

新らしいものと古いもの

新しいものと古いもの

深津栄一



合唱団に参加しよう

合唱団に参加しよう

夜とぶ飛行機　夜とぶ飛行機　夜とぶ飛行機
ドラス飛行九時に佳美鶴羽根
出発前YRC佳美鶴羽根学生
は古川の急事になく、運行便
しる奈良五郎さかならぬ
は古川の急事になく、運行便
しる奈良五郎さかならぬ
は古川の急事になく、運行便
しる奈良五郎さかならぬ

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

第一章 総 則

第一条 本会は愛青年同志会と称する。

第二条 本会は本部を東京總帥とする。

第三条 本会は、本部を除く。地域別または学校別、支部を設けることができる。支那に於ける則別は別定める。

第二章 目的及び事業

第一条 本会は後援精神を基調として青年の團結を図り、政治、社会文化の全般に亘つて公正なる意見を保有する者としも、青年の学識並びに社会知識を鍛錬し其切共在の精神を發揚せんとする目的とする。

第二条 本会は前条の目的達成のため左の事業を行ふ。

第三条 愛青年同志会の修業、防衛と自衛併用並に正義感、國民精神および國土開拓自衛とその運動の推進、
社会福利と産業文化を基本とする新生活運動の展開
青年運動並びに青年運動に関する資料の調査
青年の学究研究と社會活動に対する援助能力
國際問題に資する年定期報、講演會、公職選舉、討論會、座談會、その他各種運動の開催

第四条 燃料紙および各刊行物の編集刊行との他本会の目的達成のために必要な事務

第三章 会 員

第五条 本会の認定は、會長一名、常任幹事（副理二名を含む）及び幹事若干名、事務局長一名、監査員一名、監制委員若干名とする。新しく入会者は定められた会員証を示す所長級以上の大會堂会員及び会員證をえて居所地の支部に申込るものとする。

第四章 役員及び機關

第一節 役 員

第六条 本会の役員は、會長一名、常任幹事（副理二名を含む）及び幹事若干名、事務局長一名、監査員一名、監制委員若干名とする。大會堂に於て開かれる。

第七節 機關及び機構

第八条 本會は、常任幹事會、幹事會を設く。

第五章 組 織

第一節 支 部

第九条 本組の基本を支部とし、同一市區町村及び學校を單位として、會員百名以上をもつて構成する。これにみだりに複数の支那は地を除する。

第十条 同一都道府県内に二個以上の支部がある時は、支部連合會を組織する。

第六章 会 誌

第十一條 会員は會員一年目額一百円とし、期（四月、九月）にわけ支部より本部に納入する。支部費は支部が定める。

